

予算特別委員会 局別審査 (かじ幸夫担当局)

3月3日
建設局

- 軽二輪(126cc~)以上のバイクの駐輪場整備について
 - KOBE登山プロジェクトについて
 - 王子公園再整備と王子動物園について
 - 都心三宮再整備に伴う歩行者動線の案内について
 - 西区・伊川の景観向上および治水安全対策について
- 以下、質疑抜粋



5. 西区・伊川の景観向上および治水安全対策について

かじ幸夫 西区伊川について、河川の法面や近接する遊歩道などにおいて、雑草だけではなく巨木、竹林などが覆い茂り、近隣の市民から多くの心配の声が寄せられています。昨年秋には、久元市長に伊川の状況を見ていただく機会もあり、メモを取られながら課題を共有し、市としてできるところから対応いただいているところです。2級河川であることから基本的には県行政ではありますが、市として県と連携し適切に対応いただくよう要望しておきます。

(要望のみ 当局回答はありません)

3月5日
水道局

- 水道局人員確保について
 - 水道技術職の採用状況及び今後の採用計画について
 - 主要送水トンネルの更新について
 - 水道施設のダウンサイジング
- 以下、質疑抜粋



1. 水道局人員確保について

かじ幸夫 予算関連第9号議案に神戸市職員定数条例の改正案が上程されており、水道局では令和7年度568人から令和8年度552人と16名が削減されることとなっています。市長部局において「行財政改革方針2025」に基づく職員削減に取り組んできた背景や、水道局においても「神戸水道経営戦略」のもと業務の見直し等による削減だと察しています。令和8年度当初において、市民に安全・安心な水を安定的に供給し続けるため、すべての職種において人員に欠員はない見込みと捉えていいか伺います。

藤原局長 人口減少社会ということで、それに比例して職員が減少していくということが大前提であり、その中で、業務の見直しあるいは効率化を行っていくということであり、一方で、重点的に取り組む水道施設の改築更新に係る分野は着実に実施していく必要がございますので、その人員配置を行い執行体制の強化を図ってきたところです。見直しにあたっては、各職場の現状を把握しながら職場に過度な負担が生じないように配慮しながら進めており、現在の人員配置について必要な配置は行えるものと考えています。

かじ幸夫 定年退職や再任用期間満了の推移とともに、それに伴う補充の考え方について伺います。

永田副局長 まず補充の考え方として、市採用職員については市長部局によって補充されるという枠組みを前提としており、市長部局と調整を図りつつ必要な職員数を確保しています。一方、水道技術職については、水道局が主体となり計画的に採用しています。退職者の推移では、65歳到達時点を目処として、今後5年間で約40名、10年間で約90名、20年間で約160名が退職する見込みです。この水道技術職の計画的な採用を進めるとともに、

「やめる・へらす・かえる」の視点に基づいた業務の見直しを並行して進めていくことで、持続可能で安定的な水道事業の運営を継続させていきたいと考えています。

かじ幸夫 全国的に技術系労働者の不足により人材獲得競争がし烈となっています。このようななか、定年前の早期退職や年度内の期中退職もあると聞いていますが、それらへの対応について伺います。

永田副局長 期中退職について、直近3年間で約15名発生しています。業務への影響を最小限にとどめるため、年度途中の新規採用者の配置など、状況に応じた人員調整を速やかに実施しています。期中退職に対しては、職場における不安や悩みを軽減するとともに、職員が総合的なキャリア形成が図れる環境づくりを進めていきたいと考えています。

かじ要望 日々水道事業を支えている業務を円滑に遂行するため、**すべての職種（事務職、技術職とも）について責任をもって必要数を確保**するよう申し入れておきます。また、水道局職員の技術継承の観点でも、災害時を想定して、**より実践的な技術力の向上、そしてその技術の正確かつ丁寧な継承はとて重要**であり、それを担う人材の確保・育成に真剣に取り組んで頂きたいと思います。



水道局審査 (3/5)

3月6日
危機管理局

- 地域防災力の強化
(1)避難所運営専門ボランティアの育成について
(2)防災士資格取得研修について
- 市民防災活動の取り組みについて

3月6日
消防局

- 第41号議案「神戸市火災予防条例の一部を改正する条例」について
- 防災福祉コミュニティ事業について
- 防災ジュニアチームの新たな展開について

以下、質疑抜粋



1. 第41号議案「神戸市火災予防条例の一部を改正する条例」について

かじ幸夫 神戸市は、六甲山をはじめ多くの山林を抱えており、加えて西区、北区を中心に農地が多く、それらが住宅地にも近接していることから、国が示す林野と市街地を区別せず一体的な対象とし「火災注意報」「火災警報」として発令することとしています。条件に従い、注意報や警報が発令されれば、市民には「火の使用制限」が課せられます。この規定が、安全・安心な市民生活を守るため必要なものだと受け止めていますが、火の使用制限についての**具体例には市民生活に身近な行動制限も含まれており、発令基準や制限内容など正確かつ適切な周知が欠かせない**と考えますが当局の見解を伺います。



栗岡局長 運用に際しましては、ご指摘のようにより丁寧にご説明をしていくよう考えており、この制度の内容を理解いただけるよう、火災注意報・警報の概要や火の使用制限、これらの内容を具体的に写真等でホームページに規制掲載をさせていただき、広報誌神戸なども合わせて広く市民の方々に周知を図っていきたく考えています。



危機管理局・消防局審査 (3/6)

かじ視点

「火」にまつわるあれこれ

みなさん「火」という言葉に何を連想されますか。
「火」の便利さ 「火」の大切さ
「火」の怖さ

消防局として丁寧な広報・周知に努めるとされていますが、「火」の便利さ「火」の大切さ「火」の怖さを認識し、安全・安心なまちづくりのためご理解ご協力いただき、互いに防火意識を高めてまいります。

【火の使用制限についての具体例】

- 山林、原野等において火を使用(野焼きなど)しないこと。
- 花火(がん具用花火を含む)をしないこと。
- 屋外において火遊び、またはたき火(とんど焼きやキャンプファイヤーなど、裸火で火の粉が飛散する行為を含む)をしないこと。
- 屋外において、引火性・発火性の物品や、枯れ草などの可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 残火(たばこの吸殻を含む)、取灰、または火粉を確実に始末すること。

【法律上の根拠】消防法第22条

【火の使用制限の根拠】

【火災予防条例第29条

【施行日】

令和8年4月1日から

